

住みたいまち、住み続けたいまちに

チャレンジめぐろ

CHALLENGE MEGURO

宮城県角田市との友好都市協定締結 10周年によせて



目黒区長
あおき えいじ
青木英二

角田市との交流のきっかけ

角田市とのかわり、鎌倉時代に目黒一帯を治めていた目黒氏一族が、室町時代に現在の角田市に移り住んだことに遡ります。

昭和57年10月に、目黒区制50周年記念として、区民まつりの一環事業「目黒氏の子孫を訪ねて」という企画で、区民約250人が角田市を訪問したことがきっかけとなり、交流が始まりました。

これまでの交流

平成に入り、角田市農業協同組合青年部による区立小学校への稲作指導や、両都市の小学生によるホームステイ農村体験事業が始まりました。また、角田市より区民まつりや商工まつりへ参加いただき、太鼓の演奏や物産品の販売など、住民同士の交流も進んでいきました。その後も、区立小学校の児童が角田市へ自然宿泊体験教室で訪問するなど、さまざまな交流を深めた結果、20年5月31日、目黒区として国内では初めての友好都市協定を角田市と締結し、今年で10周年を迎えます。

未来へつなぐ角田市との歴史と絆

東日本大震災は、角田市にも大きな被害をもたらしました。震災後、角田市でのホームステイ事業や自然宿泊体験教室が休止となる中、26年から28年まで区民有志により角田市との民間交流が実施され、昨年、小学生によるホームステイ事業が再開、再び目黒の子どもたちが角田市を訪れることができました。

また、角田市のイベント「阿武隈リバーサイドマラソン」に区民が参加できるツアーの実施や、区へのふるさと納税のお礼の品として、角田市産のお米や野菜等をご用意いただくなど、交流の裾野が広がっています。

歴史のつながりに始まり、区民の皆さんと共にはぐくんできた角田市との交流の絆を、今後も一層太く、20年、30年と末永く続く絆にしていきたいと思えます。

くらしの相談

*祝日などの場合は相談により異なります。詳細はお問い合わせください

相談名	日時	問い合わせ	
法律相談 (予約制・前週の水曜日 から受け付け)	毎週(水)、第1・2・5(木) 第3(木) 第4(木)	13:00~16:00 9:00~12:00 18:00~20:00	区民の声課 ☎5722-9424
税務相談(予約制・前週 の火曜日から受け付け)	第1~4(火)		
不動産取引相談(予約制・前 週の月曜日から受け付け)	第2・4(月)		
登記・成年後見制度相談(予約 制・前週の月曜日から受け付け)	第3(月)	13:00~16:00	
こころの相談 (予約制・電話相談可)	毎週(金)		
少年相談(前日までに予約)	第3(火)		
年金・労務相談	第3(金)	13:00~16:00	
行政相談	第1(月)	受け付けは 12:30~15:00	
行政書士相談			
外国人相談	英語=毎週(月)~(金)、中国 語=毎週(月)(火)(水)(金)、 ハングル=第1・3(木)、 タガログ語=第2・4(木)	10:00~12:00 (英語は9:00から) 13:00~17:00	
人権の上相談 (予約可)	第1・3(木)	13:00~16:00 当日受け付け は15:00まで	人権政策課人権・同和政策係 ☎5722-9280
男女平等・共同参画オンブズ (苦情処理機関)相談(予約制)	日時は相談に応じます		男女平等・共同参画センター ☎5722-9601
女性のための法律相談 (予約制)	第2・4(土)	9:30~12:10	男女平等・共同参画センター ☎5721-8570
女性のためのからだの 相談(電話相談可)	第1・3(土)	10:00~12:00	男女平等・共同参画センター ☎5721-8573
女性のこころの悩みなん でも相談(電話相談可)	毎週(火)(木)(金)(土) 毎週(水)	10:00~16:00 18:00~21:00	男女平等・共同参画センター ☎5721-8572
子育て総合相談 (電話相談可)	毎週(月)~(土)	9:30~18:00	子育て支援課ほ・ねっとひろば ☎3715-2641
子ども相談室 (電話相談可)	毎週(水)(金)(土)	(水)・(金)=13: 00~18:00、(土) =10:00~16:00	めぐろ はあと ねっと (子どもの権利擁護委員制度) ☎0120-324-810 (相談日のみ)
保健福祉サービス苦情 調整委員による相談	週1回(詳細はお問 い合わせください)	午前または午 後	権利擁護センター「めぐろ」 ☎5768-3963
内職相談	毎週(月)~(金)	8:30~17:00	高齢福祉課いきがい支援係 ☎5722-9719
ワークサポートめぐろ 就労相談	毎週(月)~(金)	9:00~17:00 10:00~17:00	ハローワーク相談室☎5722-9326 キャリア相談コーナー☎5722-9632
受発注情報室(電話相談のみ)	毎週(月)~(金)	10:00~11:30	中小企業センター内 ☎3711-1185
創業相談室(予約制)	毎週(水)	13:00~16:00	消費生活センター相談コーナー ☎3711-1140
消費者相談	毎週(月)~(金)	9:30~16:30	消費生活センター相談コーナー ☎3711-1140
生活の相談 (生活の不安・困り事相談)	毎週(月)~(金)	8:30~17:00	生活福祉課めぐろくらしの 相談窓口☎5722-9370
健康体力相談(予約制) メディカル・整形・栄養	土曜日の午後(相談内容に応じて時 間が異なります)		八雲体育館☎5701-2984
住宅増改修相談	第2・4(金)、8月の第 2(金)、1・12月を除く	10:00~16:00	住宅課居住支援係 ☎5722-9878

夏の電気と節電

環境保全課温暖化対策係 (☎5722-9034)

私たちの暮らしの中で電気はなくてはならないものですが、発電に使われるエネルギー資源には限りがあります。また、電気の使用量が増えると、環境への負荷が大きくなります。これから迎える夏は、電気の使用量が増える季節です。熱中症に注意して、無理のない範囲で節電をしましょう。

3つの節電方法

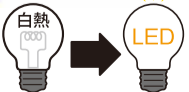
【取り組み例】



- 使用していない電気製品のプラグをコンセントから抜く
- 省エネモードがある家電製品は、省エネモードで使用する



- 消費電力の大きい家電製品の同時使用を避ける
- 電気の使用が多い時間帯(夏は14:00頃)の使用を避ける



- 省エネ型製品へ買い替える
- 太陽光発電(※)など自然エネルギーを利用する
- ※設置助成あり。詳細はお問い合わせください

不要となった水銀を含む製品は必ず月1回の指定日に!

環境清掃リサイクル課計画普及係 (☎5722-9883)

区は、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」に基づき、適正な回収・処理を行うため、水銀を含む製品の回収日を月1回に指定しています。適正な回収・処理は、水銀による環境汚染の防止につながります。また、水銀を含んだ製品がごみに混ざって清掃工場に持ち込まれると、工場が停止する原因となり、ごみ処理に重大な影響を及ぼします。分別回収にご協力をお願いします。

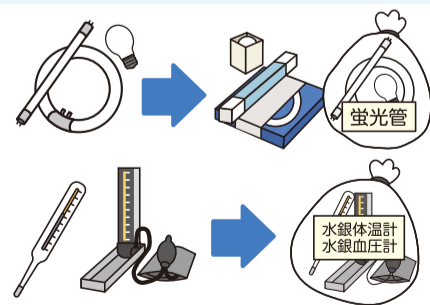
回収日 月2回の燃やさないごみ収集日のうち月1回の指定日

※指定日は地域で異なります。ホームページ(右のコードからアクセス可)などでご確認ください
※当日8:00までにお出しください



対象品目・出し方

- 〈水銀を含む蛍光灯・電球形蛍光灯〉
交換した際のケースに入れるか、袋に「蛍光灯」と表示する。
- 〈水銀体温計・水銀血圧計などその他の製品〉
袋に「水銀体温計」「水銀血圧計」などと表示する。



事業系ごみはすべて有料です

事業者が排出する資源やごみは、廃棄物処理業者や資源回収業者へ委託するなど自らの責任で適正な処理を行ってください。小規模事業者や資源とごみの量が1日当たり50kg未満の事業者は、有料で区の収集に出すことができます(粗大ごみを除く)。水銀を含む製品も同様です。